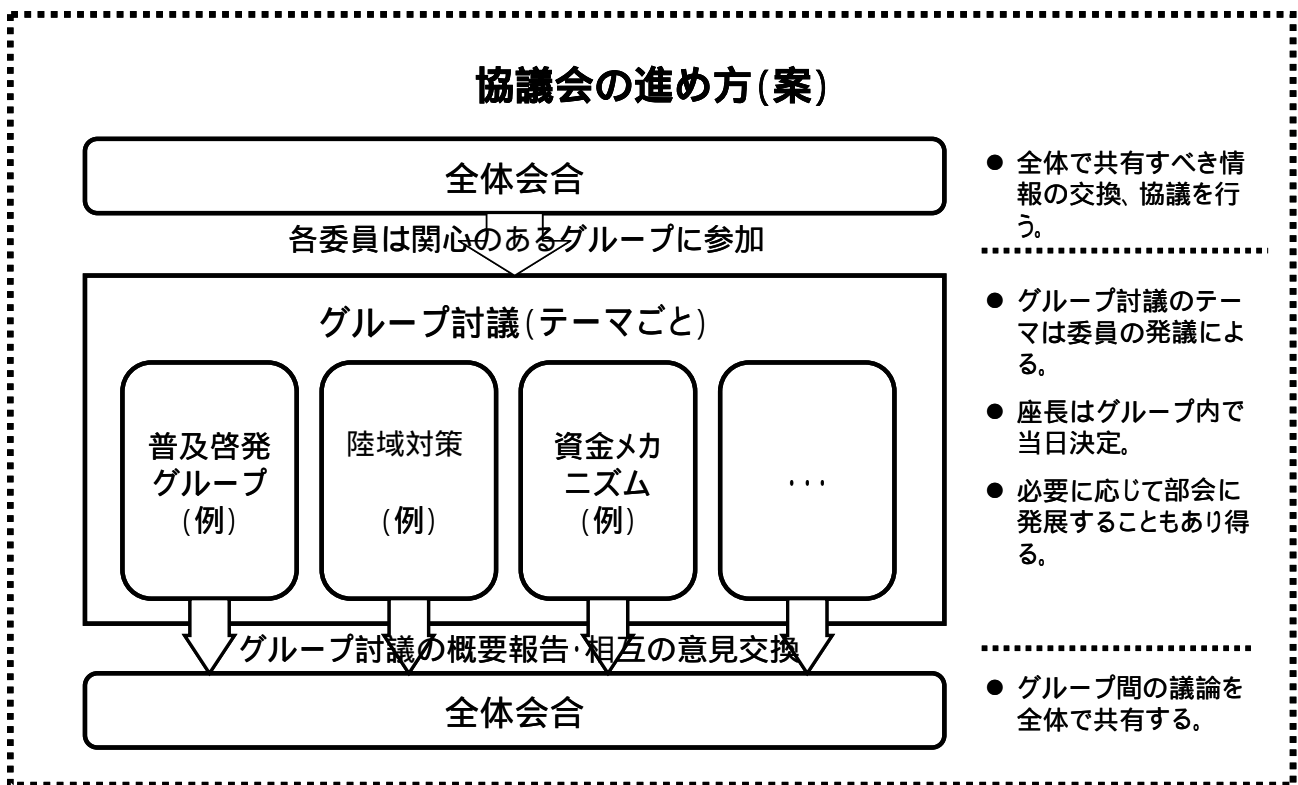


石西礁湖自然再生協議会の今後の進め方について（案）

1. 協議会での協議事項

全体構想策定後の協議会においては、関心の高い分野に分かれて重点的な議論を行い、その後全体会合にて議論の結果を報告する形式を取る方向で検討（流れ： 全体会合
グループ討議 全体会合にて横断的な議論）。



グループ討議のテーマは、委員からの提案を受けて協議会前に決定。また、メーリングリスト等を活用し、意見交換のためのネットワークを形成し協議会前後も議論を深めていくことを促進。

（なお、メーリングリストの積極的な運用を図りたいので、登録に協力をお願いしたい。）

2. 部会の設置について

(1) 基本的な方針

部会は、協議会規約に基づいて設置する。なお、できる限り協議会におけるグループ討議等を活用し、特に必要が生じたもの（協議会の場以外でも複数回にわたり協議が必要であるもの等）について部会を設置することとしたい。

(参考) 協議会規約関係部分抜粋

第 11 条 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第 6 条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第 1 項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第 17 条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

第 12 条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第 11 条に規定する協議会の会議に報告する。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
- 3 部会に部会長及び部会長代理を各 1 名置き、部会厚生委員の互選により選出する。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の招集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(2) 部会の設置期間

必要性のある時期に設置するものとし、必ずしも恒久的なものとしなない。

(3) 部会の運営について

部会の事務局は、原則として提案者又は関係する事業の実施主体が担うものとする。

(4) 現在設置が提案されている部会

当面設置することが正式に提案されている部会は、竹富町提案による「生活・利用に関する検討部会（仮称）」。

その他、非公式に事務局に打診されている普及啓発や資金メカニズムに関する部会については、当面は協議会におけるグループ討議を行うこととし、必要に応じて部会の設置を検討する。

生活・利用に関する検討部会（仮称）のイメージ

石西礁湖自然再生協議会 (H18.2～)

事務局：環境省那覇自然環境事務所
沖縄総合事務局港湾計画課

報告



生活・利用に関する検討部会（仮称）

事務局（案）：竹富町
石垣環境自然保護官事務所
石垣港湾事務所

各 部 会 よ り 報 告



（「生活・利用に関する検討部会」の概要）

* 地域住民が生活を営む上で必要不可欠となる

「漁業」「観光」「海上交通」等について、

石西礁湖の自然再生との両立を図りつつ、

永続的に活用するためのあり方・ルールについて検討する。

* 利用者の意見を十分に把握しつつ、意見の集約に努め、

部会での検討結果については協議会に報告する。

* 検討部会については、協議会のメンバー有志によって

構成されるが、特に地域住民・地元関係者の積極的な

参画が重要と想定される。

* 第1回検討部会については、8月中旬～下旬を想定。

石西礁湖自然再生協議会 運営細則（案）

第1章 部会

（設置）

第1条 協議会に次の部会を設置する。

（1）生活・利用に関する検討部会（仮称）

（検討事項）

第2条 部会では、次の事項を協議する。

（1）生活・利用に関する検討部会（仮称）

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要な活動との両立を進めるために必要となる事項等。

（部会事務局）

第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

（部会事務局の所掌事務）

第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

（1）部会の会議の運営

（2）部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

（3）その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

（協議会及び部会の傍聴）

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

（協議会及び部会の記録）

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補足

（細則改正）

第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成19年7月5日から施行する。